令和７年

花巻市議会報告会

議員と話そう

配付資料

花 巻 市 議 会

花巻市議会議員名簿

（任期：令和４年８月１日～令和８年７月３１日）

議席番号	氏　　名	ふりがな	常　任委員会	その他委員会等	備考
1	久保田　彰　孝	くぼた　しょうこう	産建	広聴	
2	照　井　省　三	てるい　しょうぞう	文教		
3	小森田　郁　也	こもりた　ふみや	産建	議会運営 広報	
4	鹿　討　康　弘	ししうち　やすひろ	文教	広報	
5	似　内　一　弘	にたない　かずひろ	産建	広聴	
6	及　川　恒　雄	おいかわ　つねお	総務	議会運営 広報	
7	伊　藤　忠　宏	いとう　ただひろ	文教	広報	
8	藤　根　　清	ふじね　きよし	文教		
9	照　井　明　子	てるい　めいこ	総務		
10	若　柳　良　明	わかやなぎ　よしあき	産建	議会運営 広聴	
11	羽　山　るみ子	はやま　るみこ	文教	議会運営 広報	
12	佐　藤　　現	さとう　げん	文教		
13	佐々木　精　市	ささき　せいいち	総務	広報	
14	小　原　保　信	おばら　やすのぶ	産建	広報	
15	横　田　　忍	よこた　しのぶ	総務	議会運営	監査委員
16	盛　岡　耕　市	もりおか　こういち	産建	広聴	
17	櫻　井　　肇	さくらい　はじめ	文教	議会運営 広報	
18	阿　部　一　男	あべ　かずお	総務	広報	
19	伊　藤　盛　幸	いとう　せいこう	総務		
20	内　舘　　桂	うちだて　かつら	産建	広聴	副議長
21	本　舘　憲　一	もとだて　けんいち	総務	議会運営 広聴	
23	菅　原　ゆかり	すがわら　ゆかり	産建	広聴	
24	佐　藤　峰　樹	さとう　みねき	文教	議会運営 広聴	
25	高　橋　　修	たかはし　おさむ	総務		
26	藤　原　　伸	ふじわら　しん			議　　長

※欠員あり（１名）

目　次

２ページ　　市議会の仕組み

７ページ　　６月定例会の概要

11 ページ　　常任委員会からの報告

18 ページ　　政務活動費について

市議会の仕組み

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の予算や条例などの重要な事柄を審議し、決定する機関です。

市議会と市長

私たちの花巻市を快適で住みよいまちにするためには、市民一人一人が「自分たちで考え、話し合い、実行していく」ことが大切です。

しかし、市民全員が一堂に集まって話し合ったり、実行したりすることは困難なので、市民の中から代表者を選びます。これが市議会議員と市長です。

市議会議員は、市民の意思を市政に反映させるため、市議会を構成して市の条例や予算など市政を運営するための大切な事柄についてきめ細かく審議して決めていきます。一方、市長は市議会で決まった方針に沿って市政を具体的に進めていきます。

このことから市議会を議決機関、市長を執行機関といいます。市議会と市長は、それぞれ独立した立場に立って、車の両輪のように市民生活の向上に努めています。

議員

市議会議員は、4 年ごとに市民の皆さんの選挙によって選ばれます。市内に住んでいる満 25 歳以上の選挙権のある人は、議員に立候補できます。

議員の定数は条例で 26 人と定めています。

議長・副議長

議長と副議長は、議会で行う選挙で議員の中から選ばれます。議長は議場の秩序を維持し、議事を整理して会議を円滑に進めたり、議会事務局員を指揮監督して議会運営に伴う事務を処理したりします。また、対外的には、議会の代表者としていろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりします。副議長は、議長が欠けたときや病気、出張などで不在のときに議長の職務を代行します。

会派

同じような考え方や意見を持つ議員が集まり、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、グループをつくって活動しています。これを会派といいます。本市議会の場合、会派の構成要件は、３人以上の所属議員を有する団体となっています。

なお、議員の申し合わせにより議長が会派を離脱しているほか、会派を構成しないで活動している議員もいます。

各会派の意見の調整、連絡、協議などを行うため、議長、副議長、各会派の代表者で構成する各派代表者会を設置しています。

市議会の運営

議会は、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。花巻市議会の定例会は、原則として、毎年３月、６月、９月、12 月の４回開かれます。

定例会も臨時会も市長が招集します。また、議長や議員定数の４分の１以上の議員から招集の請求があれば、市長は臨時会を招集しなければなりません。

招集された議会が活動できる期間(開会から閉会まで)を会期といいます。招集するのは市長ですが、会期は議会が決めます。

本会議

本会議は、議員全員が議場に集まって議案などを審議し、議会の最終意思を決定する大切な会議です。

ここでは、市長から議案の提案理由が説明され、これに対して議員が質疑や討論などを行い、審議したものについて、その可否を決定します。議員が市政一般について質問する一般質問も定例会の本会議で行われます。

委員会

議案などは、最終的には本会議で議決されますが、市議会で審議する議案などは数が多く、幅広い分野にわたっています。そこでこれらをいくつかの部門に分けて、専門的・能率的に審査するために委員会を設けています。委員会には、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。

常任委員会

議員は、少なくとも１つの常任委員会に所属することになっています。花巻市議会には、次の３つの常任委員会が設置されています。

- 総務常任委員会(総合政策部、地域振興部、財務部、市民生活部、総合支所、会計課、消防本部、消防署、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項)
- 文教福祉常任委員会(福祉部、健康こども部、生涯学習部及び教育委員会の所管に関する事項)
- 産業建設常任委員会(農林部、商工観光部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項)

議会運営委員会

議会の運営を円滑に行うため、会期や議事運営などについて協議したり、議会内の連絡調整などを行ったりします。委員は、各会派の所属人員に比例して選ばれます。

特別委員会

特定の事件や重要な問題について、必要に応じて議会の議決で設けられ、審査が終われば消滅します。

例として、予算特別委員会、決算特別委員会、広報特別委員会、広聴特別委員会などが挙げられます。

令和５年１２月１日には市議会議員の報酬等について調査検討を行うため、花巻市議会議員報酬調査検討特別委員会を設置しました。

市議会の仕事

市議会には、花巻市の意思を決定する機関としてさまざまな権限があり、それによって仕事を進めています。

議決権・発議権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定など市長から提出された議案を審議して議決します。また、予算案や特殊な条例を除き、議員や委員会も議案を提出することができます。

請願・陳情の審査

請願・陳情を受理して審査し、その結果、必要と認められて採択されたものは、市長などに送付します。

選挙権

議長や副議長、選挙管理委員会委員、一部事務組合議会議員などを選挙します。

同意権
　市長が、副市長、教育委員、監査委員などを選任するときは、市議会の同意を得なければなりません。

市政のチェック
　市政が正しく行われているかどうか、監査を請求したり、報告を要求したり意見を述べたりすることができます。

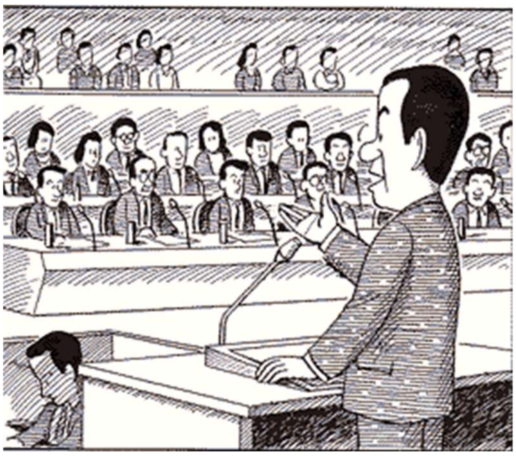

意見書提出権
　市民生活に大きな影響を及ぼす問題について国や県に対して意見書を提出して、その解決を求めています。

市議会の傍聴

　市議会の本会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。手続きは、議場前の傍聴人受付票に氏名等を記載していただくだけです。
　傍聴席は４０席で先着順としておりますので、お早めにお越しください。また、団体での傍聴を希望される場合は、あらかじめ議会事務局にご連絡ください。

インターネット議会中継
　花巻市では、市議会本会議と予算・決算特別委員会の模様を下記 URL で同時配信しています。
　また、中継映像の録画配信も行っています。録画配信は、本会議等が終了してから 10 日程度で視聴可能です。
　パソコンやスマートフォン、タブレット端末からもご視聴いただけます。

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/hanamaki/WebView/rd/council_1.html

花巻市議会 YouTube
　花巻市議会では、より多くの方々に市議会への興味・関心を持っていただくため、令和６年６月定例会より、花巻市議会公式 YouTube チャンネルを開設しました。
　市議会に係る情報や活動、定例会のお知らせなど、市議会の活動内容を伝える動画を配信していきます。

https://www.youtube.com/@hanamakisigikai

★花巻市議会からのお知らせ

・花巻市議会モニター

花巻市議会の活動について市民の皆様から御意見を伺い、議会の運営等に反映させることを目的に、令和６年４月から議会モニター制度を開始しました。

令和８年３月末までの任期で 17 名の方に議会モニターを委嘱しています。

・花巻市議会と市民との意見交換会

市民の皆様から多様な御意見を伺い、議会活動に反映させることを目的に、花巻市議会と市民との意見交換会を実施いたします。

意見交換会の開催を希望される５名以上の団体又はグループは、申請書（ホームページ・議会事務局に備付け）を議会事務局へご提出ください。

【ホームページ】

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shigikai/1021593/index.html

６月定例会の概要

６月定例会　提出された21議案を可決

令和7年第2回花巻市議会定例会は5月30日開会、6月17日までの19日間の日程で開かれました。

5月30日の議案審議では、令和7年度花巻市一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決しました。

6月2日、5日、6日の一般質問には15人が登壇し、市政課題について質問しました。

6月10日の議案審議では、令和7年度花巻市一般会計補正予算（第2号）、災害用トイレカーの取得、新市建設計画の変更などの16議案を原案のとおり可決し、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など3件の専決処分の承認と4件の報告がありました。

最終日の6月17日には、訪問介護報酬の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を全会一致で可決しました。

また、文教福祉常任委員会で審査した請願1件が採択となりました。

主な可決議案や質疑は、次のとおりです。

可決

令和７年度花巻市一般会計補正予算（第１号）

審議の様子はこちら

（５月 30 日）　（６月 10 日）

商店街共同施設補修事業補助金の追加に係る歳入歳出予算の補正で、総額に 2035 万４千円を追加し、予算の総額を 581 億 9897 万９千円とするもの。

質　疑

●**質問**･･･アーケードの老朽化に伴う改修または撤去を行うための調査だが、市として、アーケードの景観、市の中心市街地の在り方について伺う。

答弁･･･アーケードは上町商店街振興組合の所有物であり、所有者がどうしていくか決定することができない状況のため、まず点検調査をするというもの。今後の在り方については組合とお話していきたい。

●**質問**･･･上町商店街のアーケード歩道を歩いてみたところ、タイルが剥がれており、視覚障がい者や車椅子利用者、高齢者の方々などがつまずいてしまうので、早急な改修が必要ではないか。

答弁･･･通行に著しい支障があると認められる部分は、早急に修繕などの対応をする。また、大きな損傷などを見つけた場合は、改めて設計などを行い対応していく。

可決 令和７年度花巻市一般会計補正予算（第２号）

新花巻図書館整備の設計業務を委託する業者を選定するためのプロポーザル実施費用などに係る歳入歳出予算の補正で、総額に８億2308万５千円を追加し、予算の総額を590億2206万４千円とするもの。

質　疑

●**質問**・・・図書館整備工事において、市内施工業者が応札しやすくするため、指名競争入札を柔軟に活用すべきではないか。

答弁・・・設計段階ではまだ発注方式が確定していないが、地元業者でも受注できるよう配慮したい。

●**質問**・・・新図書館の運営は民間活力の活用を視野に、設計業務のプロポーザルと並行して検討すべき。運営形態の決定時期を伺う。

答弁・・・過去の議会で指定管理の意見はなく、地元の文化や特色を守るためにも市直営で行くべきと考える。

反対討論

【久保田彰孝　議員】

図書館の移転整備事業について、建設場所が花巻駅前と総合花巻病院跡地に意見が分かれたまま議会で承認を求められたことを残念に思う。

プロポーザル方式は大企業優先で、ＪＶ（※）にしても地元利益効果は低く、形だけの参加となる。

【羽山るみ子　議員】

新図書館建設場所について、パブリックコメントや市民説明会では、総合花巻病院跡地を希望する声が多かったと認識している。民意が無視され、市民の不信感が最大限になっている状況で、強引な進め方には賛同できない。

【本舘憲一　議員】

新図書館建設予定地を、市当局はどういったプロセスを経て駅前に決めたのか、市民が納得できるよう、市長自ら説明責任を果たすべきである。75名の参加希望者だけの市民会議が全てだとする市の姿勢に疑問を感じる。

【伊藤盛幸　議員】

新図書館建設は、教育委員会の権限を履行せずに、市長主導で進められてきた。教育委員会と協議をするという手順を踏まないまま進めていくのは、越権行為である。

賛成討論

【佐藤峰樹　議員】

新花巻図書館整備基本計画は令和７年５月に決定した。また令和２年に開催した図書館ワークショップに参加した高校生は23歳になった。新図書館に対する参加者の盛り上がりを消さずに今後に生かすべき。市民みんなで愛される図書館を育てていくという観点から賛成する。

【高橋修　議員】

令和２年の特別委員会報告は市民の求める声が反映されている。議会は時期を逸することなく提言すべきである。市民の多くが花巻駅前が良いと主張している。この予算を通し、同じ方向を向いて図書館の中身を議論するべきであり賛成する。

※ＪＶ：特定建設工事共同企業体。大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体のこと。

可決　花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額と、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平均割額の減額措置に係る算定金額を引き上げるもの。

質　疑

●**質問**･･･影響を受ける世帯数と影響額は。

答弁･･･課税限度額引上げ世帯数は123世帯、261万５千円。軽減措置拡充による影響世帯は136世帯、264万１千円となる。

反対討論

【櫻井肇　議員】

高額所得の被保険者の賦課限度額を引き上げる内容だが、異常な物価高の中で必ずしも高額所得者とはいえない状況となってきている。低所得者の負担減は当然としても社会保障としての国保制度の再構築を国は行うべきである。

可決　災害用トイレカーの取得

災害時においても衛生的に利用できる快適なトイレ環境の整備を通じ、健康で安心な避難所運営を図ることを目的に本車両を３台導入しようとするもの。

質　疑

●**質問**･･･災害用トイレカーの排水処理として、くみ取りと直接排水があるようだが、汲み取りの場合、何回使用できるのか。

答弁･･･汚水タンクは１台当たり250Ｌで、100回から120回程度を想定している。

●**質問**･･･花巻市と災害協定を結んでいる自治体は宮城県塩釜市等があるが、例えば、災害用トイレカーの派遣も視野に入れ、協定も入れ替えし新たに協定を結ぶ考えはあるのか伺う。

答弁･･･災害時においては協定締結先はもちろんのこと、支援要請のあった市町村へも派遣する。

写真はイメージです。

承認　新市建設計画の変更

合併特例債の発行期間が５年間延長されたことに伴い、公共施設整備などの財源として合併特例債の発行を可能とするため、計画期間を令和 12 年度まで延長しようとするほか、事業の追加等の変更を行おうとするもの。

質　疑

●質問・・・新市建設計画の主要事業601事業中、102の未着手事業があるが、令和12年度の新市建設計画期間終了後、未着手事業について理由を付しての説明、公表を考えているか。

答弁・・・特に合併特例債の利用状況や振り返っての事業の結果について取りまとめる必要があると認識している。

賛否が分かれた議案の審議結果

議案 44	花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
議案 62	令和７年度花巻市一般会計補正予算（第２号）

会派名	明和会								はなまき市民クラブ				緑の風				社民クラブ			日本共産党花巻市議会議員団			会派に所属しない		審議結果
議員名	及川恒雄	伊藤忠宏	藤根　清	小原保信	横田　忍	盛岡耕市	佐藤峰樹	高橋　修	羽山るみ子	佐藤　現	内舘　桂	本舘憲一	小森田郁也	鹿討康弘	似内一弘	伊藤盛幸	照井省三	若柳良明	阿部一男	久保田彰孝	照井明子	櫻井　肇	佐々木精市	菅原ゆかり	
議案 44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	承認
議案 62	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	●	○	○	○	●	●	●	○	○	可決

○は賛成、●は反対。議長は表決に加わりません。

全国市議会議長会から表彰

第101回全国市議会議長会定期総会において、長年にわたる地方自治への功労に対し、藤原伸議長をはじめ内舘桂副議長、照井省三議員、高橋修議員が在職10年以上として表彰されました。

（写真右から）
高橋　修　議員
照井省三　議員
内舘　桂　副議長
藤原　伸　議長

常任委員会からの報告

総務常任委員会からの報告

１．総務常任委員会の構成

（後列左から）阿部一男　委員、横田忍　委員、佐々木精市　委員、及川恒雄　委員
（前列左から）伊藤盛幸　委員、本舘憲一　副委員長、高橋修　委員長、照井明子　委員

２．総務常任委員会の所管事項

〇総合政策部、地域振興部、財務部、市民生活部、総合支所、会計課、消防本部、消防署、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

３．主な活動内容（令和６年７月～令和７年６月まで）

（１）所管事務調査

時期	調査項目
Ｒ6.10．7	・一般廃棄物最終処分場の現状について ・人口減少対策について
Ｒ6.11．8	いわて消防指令センター総合整備事業の進捗状況について
Ｒ6.12.16	花巻市公共施設マネジメント計画について
Ｒ7．1.22	消防団員確保策と統廃合の進捗について
Ｒ7．3.10	地域づくりとコミュニティ会議の在り方について

（２）協議

時期	協議事項
Ｒ6．9.19	今後の活動方針について
Ｒ6.12.16	令和６年議会報告会における所感について
Ｒ7．2.19	花巻市議会基本条例第１３条及び第１４条に基づく説明資料の作成を求める事業の選定について
Ｒ7．4.28	今後の活動について
Ｒ7．5.26	今後の活動について
Ｒ7．6.11	今後の活動について

文教福祉常任委員会からの報告

１．文教福祉常任委員会の構成

（後列左から）藤根清　委員、櫻井肇　委員、伊藤忠宏　委員、鹿討康弘　委員
（前列左から）照井省三　委員、佐藤峰樹　副委員長、佐藤現　委員長、羽山るみ子　委員

２．文教福祉常任委員会の所管事項

〇福祉部、健康こども部、生涯学習部及び教育委員会の所管に関する事項

３．主な活動内容（令和６年７月～令和７年６月まで）

（１）請願・陳情・意見書

審査日	件　　名	審査結果
R6.9.19	第７号請願 「障がいのある人もない人も共に学び　共に生きる花巻市まちづくり条例」の制定を求めることについて	採択
R6.12.16	第８号請願 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求めることについて	採択
R7.6.11	第２号請願 訪問介護報酬の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求めることについて	採択

（２）所管事務調査

時期	調査項目
R7.1.9	桜台小学校の長寿命化について
R7.2.3	新花巻図書館について
R7.2.14	学童クラブについて
R7.3.10	障がいのある人もない人も共に学び　共に生きる花巻市まちづくり条例について
R7.6.18	障がいのある人もない人も共に学び　共に生きる花巻市まちづくり条例について

（３）協議

時期	協議事項
R6.9.19	今後の活動方針について
R6.12.16	令和６年議会報告会における所感について
R7.2.14	２月３日所管事務調査の振り返りについて
R7.2.19	花巻市議会基本条例第１３条及び第１４条に基づく説明資料の作成を求める事業の選定について

産業建設常任委員会からの報告

１．産業建設常任委員会の構成

（後列左から）小原保信　委員、菅原ゆかり　委員、久保田彰孝　委員、小森田郁也　委員
（前列左から）内舘桂　委員、若柳良明　副委員長、似内一弘　委員長、盛岡耕市　委員

２．産業建設常任委員会の所管事項

〇農林部、商工観光部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項

３．主な活動内容（令和６年７月～令和７年６月まで）

（１）所管事務調査

時期	調査項目
R6.11.25	花巻市起業化支援センターについて
R6.12.17	空き家問題に関する総合的な取組について
R7.1.21	予約乗合交通について
R7.2.19	担い手育成について
R7.4.15	土澤アートクラフトフェアについて
R7.6.12	ウォーカブルなまちづくりについて

（２）協議

時期	協議事項
R6.9.20	今後の活動方針について
R6.10.30	今後の活動方針について
R6.12.17	令和６年議会報告会における所感について
R7.2.19	花巻市議会基本条例第１３条及び第１４条に基づく説明資料の作成を求める事業の選定について
R7.3.11	今後の活動方針について
R7.5.15	今後の活動方針について

（３）政策提言

時期	内容
R6.7.4	持続可能な公共交通の確保に関する政策提言

【政策提言書の内容はこちら】
https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shigikai/1021432/1021930.html

政務活動費について

花巻市議会では、「花巻市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を政務活動費として交付しています。

政務活動費の額は、花巻市議会の場合、議員一人当たり月額２万円で、毎年４月１日に在職する議員に対して、１年度分（２４万円）が一括して交付されています。

また、政務活動費の収支報告書の提出にあたっては、議会内の取り決めで、原則領収書をつけて報告することとしており、その内容についてはどなたでもご覧いただけます。

花巻市議会が条例で定めている政務活動費を充てることのできる項目については、別表のとおりです。

また、花巻市議会では、政務活動費の使途の透明性を確保するために政務活動費の執行状況を議会だより及び市議会ホームページへ掲載しています。

別表

○花巻市議会政務活動費の交付に関する条例

項　　目	内　　　　　容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、ＰＲするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が住民からの市政及び自己の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

令和６年度　花巻市議会政務活動費　執行状況（抜粋）

※１　　一部抜粋して掲載しています。詳細はホームページをご覧ください。

※２　　議員1人当たり２４０，０００円を上限として交付。執行額がこれに満たない分は返還。

会派	氏名	交付額	執行額	内訳						
				研究研修費	調査旅費	資料購入費	広報費	広聴費	事務所費	その他の経費
明和会	及川恒雄	240,000	237,331	1,000	99,381	83,292				53,658
	伊藤忠宏	240,000	444,485		99,201	85,800	139,484		120,000	
	藤根清	240,000	202,490	1,000	99,561	83,292				18,637
	小原保信	240,000	265,135		95,035	82,100	88,000			
	横田忍	240,000	108,746		51,146	57,600				
	盛岡耕市	240,000	139,385	1,000	48,385	90,000				
	佐藤峰樹	240,000	303,308	1,000	96,201	93,500	112,607			
	高橋修	240,000	170,266	33,320	51,146	85,800				
はなまき市民クラブ	羽山るみ子	240,000	205,542	35,020	59,778	88,012				22,732
	佐藤現	240,000	126,758		60,078	59,700				6,980
	内舘桂	240,000	229,645	5,660	59,778	62,616	88,550	1,730		11,311
	本舘憲一	240,000	240,678	27,700	59,778	96,000	57,200			
緑の風	小森田郁也	240,000	199,026	74,090		52,158	62,398	3,783		6,597
	鹿討康弘	240,000	230,313	162,910		5,593	44,792			17,018
	似内一弘	240,000	211,440	180,000		29,340	2,100			
	伊藤盛幸	240,000	185,251	183,535						1,716
社民クラブ	照井省三	240,000	163,600			42,000	121,600			
	若柳良明	240,000	108,366	3,720		102,016				2,630
	阿部一男	240,000	155,611	2,200		117,008		36,403		
日本共産党花巻市議会議員団	久保田彰孝	240,000	140,492			83,292	57,200			
	照井明子	240,000	246,181			60,391	185,790			
	櫻井肇	240,000	11,000			11,000				
	佐々木精市	240,000	245,330	22,650	107,580	105,000				10,100
	（故）大原健	240,000	0							
	菅原ゆかり	240,000	212,638		87,186	100,830				24,622
	藤原伸	240,000	184,701		96,201	88,500				